

小郡市郵便入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小郡市契約規則（平成21年小郡市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、小郡市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び測量、建設コンサルタント業務等について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を試行するため必要な事項を定めるものとする。

(対象とする入札)

第2条 郵便入札の対象は、競争入札に付する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等のうち市長が指定するものとする。

(入札の公告等)

第3条 市長は、郵便入札を行おうとするときは、規則第4条の規定に基づく事項に加え、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
 - (2) 入札書の到着期限
 - (3) 入札書の送付先
 - (4) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
 - (5) その他必要と認める事項
- 2 指名競争入札に付するときは、規則第19条の規定に基づく通知のほか、前項に掲げる事項を併せて掲載するものとする。

(郵便入札に係る費用の負担)

第4条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(郵便入札の方法)

第5条 郵便入札の入札参加者は、入札書（様式第1号）に必要事項を記入、押印して封筒に入れ、一般書留又は簡易書留により、公告又は指名競争入札通知書で指定された到着期限日までに、当該入札書を小郡郵便局留として郵送しなければならない。

- 2 前項において、入札書を入れる封筒の表側には、「入札書在中」と記し、工事（業務）名及び工事（業務）箇所名を記載しなければならない。また、配達先を小郡郵便局とし、「小郡郵便局留」及び「小郡市役所財政課契約監理係行」と明記しなければならない。さらに、封筒の裏側には差出人の住所、商号又は名称を記載しなければならない。
- 3 入札参加者は、1通の封筒に2枚以上の入札書を入れてはならない。

4 郵送後の入札書の撤回、書き換え、差し替えはすることができない。

(郵便入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、到着期限日までに、入札辞退届を直接財政課契約監理係に持参又は郵送しなければならない。

(郵便入札の無効)

第7条 規則第11条に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 1通の封筒に2枚以上の入札書が入れられたとき。
- (2) 入札書が指定された郵送方法以外で郵送されたとき。
- (3) 入札書が到着期限日までに到着しなかったとき。
- (4) 封筒に入札書とその他指定の書類のいずれかが同封されていないとき。
- (5) 封筒に指定された書類以外の物が同封されたとき。
- (6) その他指定された入札の条件に合致しないとき。

(開札の方法)

第8条 開札は、公告又は指名競争入札通知書に記載した開札日時に、事前に選任した立会人の立会いにより行うものとする。

(立会人)

第9条 立会人は、次により選任するものとする。

- (1) 同一の日に開札を執行するすべての郵便入札参加者のうちから、1件の開札ごとに2人が立会人となるよう、選任するものとする。
- (2) 立会人は、複数の入札の立会人を兼務することができるものとする。
- (3) 立会人として選任された者へは、立会人選任通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- (4) 立会人として選任された者は、開札の公正な執行に協力するものとする。
- (5) 選任された立会人が都合で欠席するときは、立会人委任状(様式第3号)を提出し、代理人が立会うことができる。
- (6) 開札において立会人が2人に満たないときは、当該入札事務に関係のない職員を立会人とするものとする。

(立会人の職務)

第10条 立会人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者の確認

- (2) 封筒が開札前に開封されていないことの確認
- (3) 入札参加者の入札書の確認
- (4) 落札者及び落札金額の確認
- (5) 無効となる入札書の確認
- (6) 立会人署名簿（様式第4号）への署名捺印

（くじによる落札者の決定）

第11条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上の場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

（入札の延期、中止）

第12条 郵便事情等による事故または不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

（入札結果）

第13条 入札の結果、落札者が決定したときは、速やかに当該落札者に通知するとともに入札結果を公表する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年5月8日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年11月7日から施行する。